

労働法の基礎講座

第37回



【労働災害】 労災保険

労働者が労働災害によりケガや病気をした場合、事業主に災害補償の責任があります。災害補償責任が生じた場合に備えて、事業主負担による労災保険制度が設けられています。

労災保険制度の概要

- ・ 労災保険（正式名称：労働者災害補償保険）は、労働災害による労働者の傷病等に対して、国が事業主に代わって必要な補償を行う保険制度です。
- ・ 「業務上の負傷、疾病、障害又は死亡等」に関して、雇用形態にかかわらず、全ての労働者が補償の対象となります。
- ・ 労働基準法により、労働災害に対する補償の責任は事業主が負うため、労災保険の保険料は事業主が全額を負担します。
- ・ 労災保険では、「通勤による負傷、疾病、障害又は死亡」（通勤災害といいます）についても、全ての労働者を補償の対象としています。
- ・ 労働災害、通勤災害による傷病の治療には、制度の目的が異なる健康保険は使えません。

保険関係の成立と保険料の納付

保険関係の成立や保険料の申告・納付の詳細は、[厚生労働省ホームページ](#)もご参照ください。

- ・ 労働者を1人でも雇用すれば、その時点で保険関係が成立します。
- ・ 保険関係の成立から10日以内に、「保険関係成立届」を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所に届け出ます（※1）。
- ・ また、保険関係の成立から50日以内に、「概算保険料申告書」を所轄の労働基準監督署又は都道府県労働局に提出し、概算の保険料（※2）を申告・納付します。
- ・ その後は、原則として毎年6月1日から7月10日までの間に、所轄の労働基準監督署又は都道府県労働局に「労働保険年度更新申告書」を提出し、保険料の申告・納付を行います。

※1 故意又は重大な過失により事業主が成立届の提出を怠った期間中に生じた労働災害に対して国から労災保険給付が行われた場合、保険料が遡及して徴収されるほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収されることになります。

※2 労災保険料と雇用保険料を合わせて、「労働保険料」として申告・納付します。

主な労災保険給付の内容

- ・ 労災保険では、主に以下のような給付が受けられます。
- ・ 各給付の詳細については、[厚生労働省ホームページ](#)に掲載している各種パンフレットをご参照ください。

療養（補償）等給付



労働災害・通勤災害による傷病の療養のため医療機関を受診した場合、無料で治療が受けられます。

休業（補償）等給付



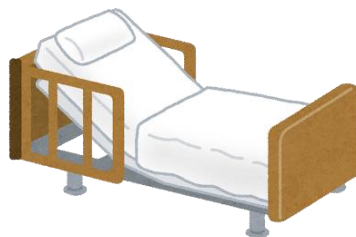
労働災害・通勤災害による傷病の療養のため労働できないときに、賃金の約8割が給付されます。

障害（補償）等給付



労働災害・通勤災害による傷病により障害が残った場合、年金又は一時金が給付されます。

介護（補償）等給付



一定の要件の下で介護を受ける場合、介護費用が支給されます。

遺族（補償）等給付



労働災害・通勤災害により労働者が亡くなった場合、遺族の方に年金又は一時金が支給されます。